証券コード 9233

第73回 定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時 2020年12月17日（木曜日）
午前10時

場所 東京都新宿区西新宿一丁目24番１号
エステック情報ビル21階　会議室Ｂ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご出席を見合わせることも含めて、健康と安全面を最優先にご検討くださいますようお願い申し上げます。
なお、本年はお土産の配布はございません。

アジア航測株式会社
ASIA AIR SURVEY CO.,LTD.

目次

第73回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 6
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件
第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

（提供書面）
事業報告 …… 18
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 39
監査報告 …… 42

証券コード　9233
2020年11月27日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目14番１号
アジア航測株式会社
代表取締役社長　小川　　紀一朗

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月16日（水曜日）午後５時10分までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　インターネットにより議決権を行使される場合には、５頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年12月16日（水曜日）午後５時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

　書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬　具

記

1．日　　時　2020年12月17日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目24番１号
エステック情報ビル21階　会議室Ｂ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

１．第73期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第73期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第３号議案　役員賞与支給の件

第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

4．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしております。従いまして、本株主総会招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い〉

◎株主総会当日までの感染拡大の状況や、政府等の発表内容等により、総会当日の対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、最新の発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
◎株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご出席を見合わせることも含めて、健康と安全面を最優先にご検討くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
◎会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）。
◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
◎なお、本年はお土産の配布はございません。

《当社ウェブサイト》https://www.ajiko.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年12月17日（木曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年12月16日（水曜日）午後5時10分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年12月16日（水曜日）午後5時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

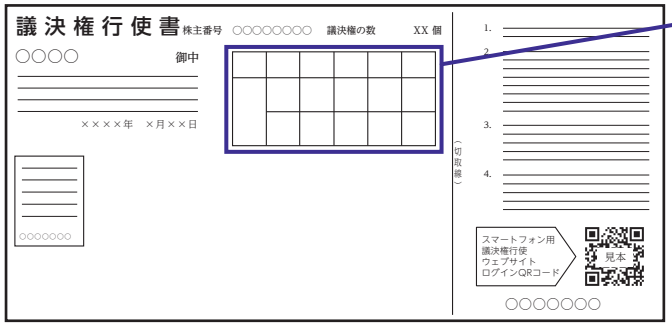

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３、４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

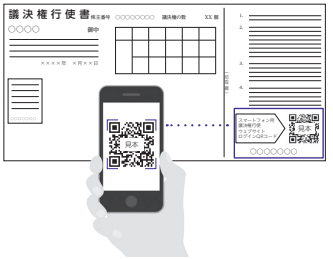

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

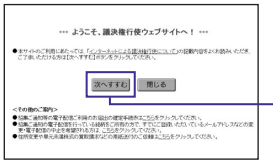

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

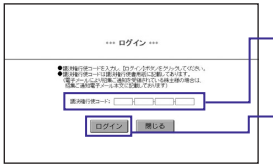

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

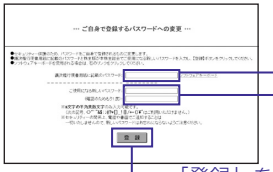

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への安定配当の維持を基本としております。経営環境や業績等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり第73期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当は、第73期の親会社株主に帰属する当期純利益が通期の計画を大幅に上回ったことから、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当14円に特別配当10円を加え、１株につき24円とさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき24円（うち、普通配当14円、特別配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は432,869,280円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月18日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　700,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　700,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任　小川（おがわ）　紀一朗（きいちろう）	代表取締役社長 執行役員社長
2	再任　吉川（よしかわ）　智彦（ともひこ）	常務取締役 常務執行役員
3	再任　迫（さこ）　徹（とおる）	常務取締役 常務執行役員
4	再任　畠山（はたけやま）　仁（めぐみ）	取締役 執行役員
5	再任　大場（おおば）　明（あきら）	取締役 執行役員
6	再任　政木（まさき）　英一（ひでかず）	取締役 執行役員
7	再任　中島（なかじま）　達也（たつや）	取締役 執行役員
8	新任　久保田（くぼた）　修司（しゅうじ）　社外	－
9	再任　杉山（すぎやま）　友康（ともやす）　社外　独立役員	社外取締役

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．久保田修司及び杉山友康の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは見識、経験、能力等の観点から当社の取締役として適任であると判断しております。

1 再任

おがわ　きいちろう
小川　紀一朗

（1956年10月20日生）

所有する当社株式数　61,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年	4月	当社入社
2001年	7月	当社経営企画本部新砂防プロジェクト室長
2005年	10月	当社プロジェクト推進室技術部長
2006年	4月	当社理事　プロジェクト推進室フェロー
2009年	1月	当社執行役員　事業推進本部フェロー
	10月	当社執行役員　社会基盤システム開発センター長
2010年	1月	当社上席執行役員 社会基盤システム開発センター長
	12月	当社取締役　執行役員　社会基盤システム開発センター長
2011年	12月	当社代表取締役社長　執行役員社長
		現在に至る

■取締役候補者とした理由

小川紀一朗氏は、2010年より当社取締役、2011年より代表取締役社長に就任して以来、当社グループを牽引し、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしております。これまでの経験と知見を活かし、今後も当社グループの更なる企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

2 再任

よしかわ　ともひこ
吉川　智彦

（1960年1月26日生）

所有する当社株式数　35,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年	8月	当社入社
2004年	3月	当社九州コンサルタント部長
2007年	10月	当社西日本コンサルタント部長
2009年	10月	当社防災地質部長
2012年	10月	当社執行役員　経営管理本部九州支社長
2014年	10月	当社執行役員　事業推進本部技師長
	12月	当社取締役　執行役員　事業推進本部副本部長
2017年	10月	当社取締役　執行役員　事業推進本部長
	12月	当社常務取締役 常務執行役員 事業推進本部長
		現在に至る

■取締役候補者とした理由

吉川智彦氏は、2014年より当社取締役、2017年からは常務取締役事業推進本部長に就任し、空間情報コンサルタント企業としての当社の技術力向上に大きく寄与してまいりました。同氏は、これまでの経験や知見を取締役として経営に活かすことで、中期経営計画を推進し、当社グループの更なる事業拡大等、企業価値向上に貢献できることが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

3 再任

さこ　とおる
迫　徹

（1960年３月15日生）

所有する当社株式数　29,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 ４月 当社入社
2005年 １月 当社千葉支店長
2008年12月 当社大阪支店長
2011年10月 当社首都圏営業部法人営業部長
2012年10月 当社首都圏営業部長
2013年10月 当社執行役員　営業統括部長
2015年12月 当社取締役　執行役員　営業統括部長
2016年10月 当社取締役　執行役員　事業推進本部副本部長
2017年12月 当社常務取締役　常務執行役員　経営本部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

迫徹氏は、2015年より当社取締役、2017年からは常務取締役経営本部長に就任し、最高財務責任者(CFO)等の役割・責務を適切に果たしております。同氏は、これまでの経験や知見を取締役として経営に活かすことで、当社グループの更なる業績向上等、企業価値向上に貢献できることが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

4 再任

はたけやま　めぐみ
畠山　仁

（1963年８月11日生）

所有する当社株式数　20,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 ７月 当社入社
2009年10月 当社ＤＳ事業部担当部長
2011年 ４月 当社ＤＳ事業部長
2013年10月 当社空間情報事業部副事業部長
2014年10月 当社執行役員 九州支社長
2016年10月 当社執行役員 空間情報事業部長
2017年10月 当社執行役員 社会インフラマネジメント事業部長
12月 当社取締役 執行役員 社会インフラマネジメント事業部長
2020年10月 当社取締役 執行役員 事業推進本部副本部長、経営本部副本部長、社会インフラマネジメント事業部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

畠山仁氏は、2017年より当社取締役に就任し、2020年10月より事業推進本部副本部長、経営本部副本部長及び社会インフラマネジメント事業部長を務めております。同氏は、当社入社以来、主に空間情報事業に携わっており、これまでの経験や知見を取締役として経営に活かし、当社グループの更なる技術力強化等、企業価値向上に貢献できることが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

5 再任

おおば　あきら
大場　明

（1961年12月24日生）

所有する当社株式数　22,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2008年 4月 当社広島支店長
2010年10月 当社大阪支店長
2013年10月 当社首都圏営業部長
2016年10月 当社執行役員　営業統括部長
2017年12月 当社取締役　執行役員　営業統括部長
2020年10月 当社取締役　執行役員　事業推進本部副本部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

大場明氏は、2017年より当社取締役に就任し、2020年10月より事業推進本部副本部長を務めております。同氏は、当社入社以来、長きに亘り営業部門に従事しており、これまでの経験や知見を取締役として経営に活かし、当社グループの更なる受注確保、事業拡大等、企業価値向上に貢献できることが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

6 再任

まさき　ひでかず
政木　英一

（1967年12月30日生）

所有する当社株式数　12,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 6月 当社入社
当社執行役員　社会基盤システム開発センター長
2018年12月 当社取締役　執行役員　社会基盤システム開発センター長
2020年10月 当社取締役　執行役員　事業統括部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

政木英一氏は、2018年より当社取締役に就任し、2020年10月より事業統括部長を務めております。同氏は、当社入社以来、主に研究開発部門に従事しており、これまでの経験や知見を取締役として経営に活かし、当社グループの更なる技術革新、各事業戦略の推進等、企業価値向上に貢献できることが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

7 再任

なかじま　たつや
中島　達也

（1964年９月８日生）

所有する当社株式数　7,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 ４月 当社入社
2008年 ４月 当社防災地質部技術部長
2009年 10月 当社西日本コンサルタント部長
2011年 10月 当社東北コンサルタント部長
2016年 10月 当社執行役員　東北支社長
2019年 12月 当社取締役　執行役員　国土保全コンサルタント事業部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

中島達也氏は、2019年より当社取締役に就任し、国土保全コンサルタント事業部長を務めております。同氏は、当社入社以来、主にコンサルタント事業に携わっており、これまでの経験や知見を取締役として経営に活かし、当社グループの更なる技術力強化等、企業価値向上に貢献できることが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

8 新任 社外

くぼた　しゅうじ
久保田　修司

（1963年10月28日生）

所有する当社株式数　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 ４月 西日本旅客鉄道株式会社入社
2010年 12月 同社近畿統括本部網干総合車両所長
2016年 ６月 同社鉄道本部車両部長
2020年 ６月 同社執行役員　鉄道本部副本部長、イノベーション本部長
現在に至る

（重要な兼職の状況）
西日本旅客鉄道株式会社執行役員鉄道本部副本部長、イノベーション本部長
近畿車輛株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由

久保田修司氏は、西日本旅客鉄道株式会社の執行役員鉄道本部副本部長であります。同氏のこれまでの経験や知見を経営に活かし、客観的な視点から、社外取締役として当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を新たに社外取締役候補者としたものであります。

■責任限定契約の内容の概要

当社は、久保田修司氏の選任が承認された場合は、同氏との間において、法令の定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

9 再任 社外 独立役員

すぎやま　ともやす
杉山　友康

（1956年10月９日生）

所有する当社株式数　　0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 ４月 日本国有鉄道入社
1987年 ４月 財団法人鉄道総合技術研究所（現　公益財団法人鉄道総合技術研究所）入所
2000年 ７月 同研究所防災技術研究部地盤防災研究室主任研究員
2004年 ４月 同研究所防災技術研究部地盤防災研究室長
2010年 ４月 同研究所防災技術研究部長
2013年 ４月 国立大学法人京都大学大学院工学研究科 特定教授
現在に至る
2016年12月 当社社外取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
国立大学法人京都大学大学院工学研究科特定教授

■社外取締役候補者とした理由

杉山友康氏は、国立大学法人京都大学大学院の工学研究科特定教授であり、2016年に当社社外取締役に就任いたしました。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、当社の事業分野である防災・減災や自然災害リスクに対する専門的な知見を有しており、社外取締役として客観的な立場から、その経験や知見を経営に活かし、今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって４年であります。

■独立役員に関する事項

杉山友康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

■責任限定契約の内容の概要

当社は、杉山友康氏との間で法令の定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名（うち社外取締役２名）及び監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与５千７百27万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分５千２百44万円（うち社外取締役分１百84万円）、監査等委員である取締役分４百83万円（うち社外取締役分１百84万円））を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額については、2015年12月17日開催の第68回定時株主総会において月額１千５百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役報酬額については、2015年12月17日開催の第68回定時株主総会において月額３百50万円以内と承認いただき、今日に至っておりますが、本役員賞与は、月額報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、2017年12月14日開催の第70回定時株主総会において、第５号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」という。）、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

今般、当初決議の内容を以下のとおり一部改定（以下、「本改定」という。）し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することなどをお願いするものであります。

本改定は、2020年11月13日に策定いたしました中期経営計画の内容、当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、本制度の目的を踏まえながら決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は７名となります。

改定内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年12月17日開催の第68回定時株主総会において、月額１千５百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

さらに、当初決議において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権総額を、年額１億５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定することをご承認いただいております。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、原則として、中期経営計画の対象期間である３事業年度ごとに支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなりますが、支給される金銭報酬債権の総額につき当初決議より増額し、年額２億１千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と改定させていただきたく存じます。

また、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式総数は、当初決議において、当該金銭報酬債権の支給される年において年10万株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）以内とすることをご承認いただいておりますが、これを当該金銭報酬債権の支給される年において年10万５千株以内と改定させていただきたく存じます。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございませんが、本議案に基づく当初決議の内容の改定後の内容は以下のとおりとなります。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により３事業年度毎に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、当該金銭報酬債権の支給される年において年10万５千株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）以内といたします。なお、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である３事業年度の初年度に、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定し、当該普通株式の総数の上限を設定しております。また、上記のとおり、中期経営計画の対象期間の初年度以外の時期に新たに就任した対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間の残期間に応じた職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを予定しておりますが、既に発行又は処分済の当社の普通株式の数と合算しても当該上限数の範囲内となるようにすることを想定しております。なお、当該発行又は処分をされる当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

2．譲渡制限付株式割当契約の内容

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 業績達成による譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあり、かつ、譲渡制限期間において対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会が予め設定した業績指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、上記業績指標の達成状況を踏まえて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記の他、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

（提供書面）

事業報告 （2019年10月１日から2020年９月30日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限や外出禁止措置などにより、急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。わが国経済においても、緊急事態宣言発令を受けた不要不急の外出自粛要請、店舗の営業自粛などにより、緩やかな回復基調から一転、急激に減速、景況悪化しました。緊急事態宣言解除後、段階的な経済活動再開の動きがみられるものの、新規感染者数の再拡大傾向もあり、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く建設関連業界は、国土強靭化予算、補正予算を背景とした防災・減災関連事業や社会インフラ施設の維持管理関連事業に関する需要の高まりにより堅調に推移してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、当社の国内事業においては、業務の中断や遅延が一部発生したものの、テレワーク生産への移行、オンライン商談の体制構築などにより軽微なものとなった一方、海外事業においては、渡航自粛要請、入国禁止措置などの移動制限により、販売活動、生産活動ともに、多大な影響を受けております。

このような事業環境のもと、当社グループは、長期ビジョンの第２フェーズとなる中期経営計画「未来を拓け～Growth to the next Stage～」の最終年として、主要事業と定めた道路、鉄道、行政支援サービス、エネルギー関連等の社会インフラマネジメント事業、河川・砂防、森林・林業支援、復興・再生等の国土保全コンサルタント事業に取り組むとともに、新たな空間情報ビジネスの展開として、次世代空間情報技術の開発、DX（デジタルトランスフォーメーション）事業に向けた準備など、新たな空間情報ビジネスの創造に向けた取り組みを推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績につきましては、受注高は316億５千２百万円（前連結会計年度比14.2%増）となり、売上高は301億２千万円（同5.8%増）となりました。

利益面におきましては、営業利益は20億７千３百万円（前連結会計年度は13億４千６百万円）、経常利益は22億８千４百万円（前連結会計年度は15億８千１百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億５千４百万円（前連結会計年度は10億８千万円）となりました。これら数値は、2017年11月２日に策定した中期経営計画で掲げた業績目標を達成するものです。

主要な事業区分別の業績は次のとおりであります。

社会インフラマネジメント事業では、前期からの道路防災分野における航空レーザ測量の需要拡大への対応や、計測データの利活用提案、MMS・画像解析技術を活用した路面調査など、またエネルギー関連分野では、陸上風力発電、洋上風力発電事業に関する環境アセスメント関連業務について積極的に推進してまいりました。社会インフラマネジメント事業の主力である行政支援サービス分野では、当社行政支援システム「ALANDIS+」シリーズの開発を推進し、販売面においても特に統合型GIS、災害情報システムの拡販に注力しました。鉄道分野では、３次元レーザ計測による鉄道ICTソリューション「RaiLis®」を軸に事業展開を図ってまいりました。その結果、受注高は183億７千５百万円、売上高は181億４千８百万円となりました。

国土保全コンサルタント事業では、河川・砂防分野において、多発する自然災害の激甚化、広域化による防災・減災を目的とした航空レーザ測量、河川管理における定期縦横断測量を目的とした航空レーザ測深（ALB）の需要拡大への対応の他、土砂災害防止、浸水想定など国土強靭化に係るサービスへ取り組んでまいりました。森林分野では、「森林環境譲与税」の創設が契機となり、森林資源の把握や林業支援を目的とした航空レーザ測量や、森林資源解析を軸とした森林ビジネスを拡販してまいりました。その他、災害復興再生支援、自然環境保全等の事業に取り組んでまいりました。その結果、受注高は119億３千６百万円、売上高は108億２千８百万円となりました。

（単位：百万円）

事業区分	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	当連結会計年度末受注残高
社会インフラマネジメント	18,375	18,148	10,852
国土保全コンサルタント	11,936	10,828	6,940
その他	1,341	1,143	899
合計	31,652	30,120	18,691

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、有形固定資産10億１千１百万円（主なものは航空レーザーシステムTerrainMapper2新規取得１億８千８百万円）、ソフトウエア等の無形固定資産７億３千５百万円（主なものはALANDISの開発投資２億４千５百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は資金調達の機動性及び長期的な安定性の確保を目的として、取引金融機関８社と総額50億円のコミットメントライン契約（2018年４月～2021年３月）を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、一部の子会社において、金融機関から借入を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2020年４月に株式会社村尾技建及び有限会社江南地質の発行済株式100％を取得し、同年６月に両社を連結子会社といたしました。なお、有限会社江南地質は2020年８月に株式会社村尾技建へ合併し解散しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 70 期 (2017年９月期)	第 71 期 (2018年９月期)	第 72 期 (2019年９月期)	第 73 期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売　　上　　高	23,955	24,593	28,480	30,120
親会社株主に帰属する当期純利益	1,159	657	1,080	1,754
１株当たり当期純利益	64円91銭	36円65銭	60円08銭	97円58銭
総　　資　　産	21,785	22,754	24,683	27,993
純　　資　　産	11,296	12,043	14,024	15,645
１株当たり純資産額	624円62銭	662円03銭	771円23銭	860円60銭

（注）「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」以外は百万円未満を切り捨てて表示しております。

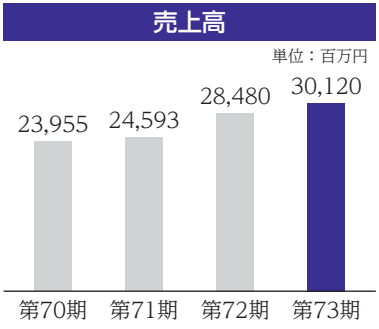

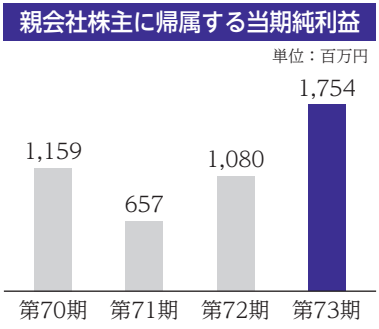

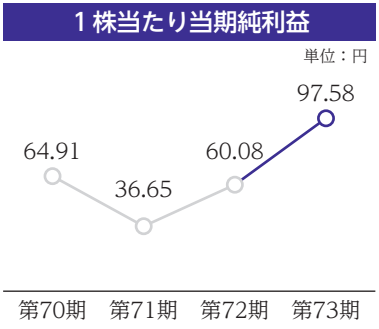

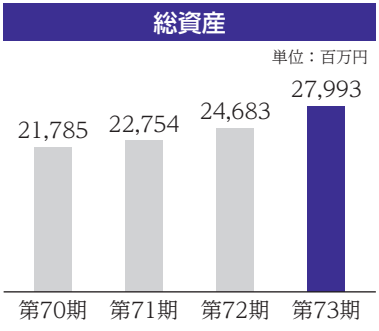

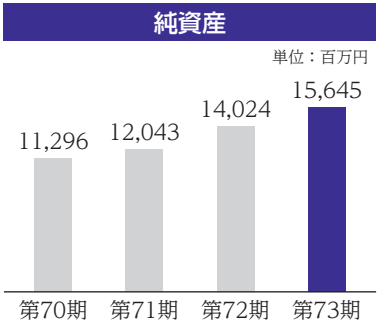

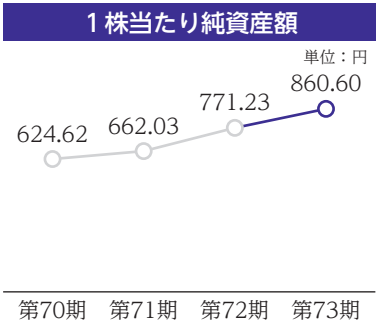

(3) 重要な子会社の状況（2020年９月30日現在）

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ユニテック	30百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社タックエンジニアリング	10百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社アドテック	10百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社プライムプラン	20百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
サン・ジオテック株式会社	10百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社村尾技建	61百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社テクノス	10百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社エコロジーサイエンス	10百万円	100%	調査・コンサルタント
株式会社中部テクノス	60百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社ジオテクノ関西	30百万円	100%	測量・調査・コンサルタント
株式会社四航コンサルタント	20百万円	60%	測量・調査・コンサルタント
Asia Air Survey Myanmar Co., Ltd.	40万米ドル	100%	測量・調査・コンサルタント

（注）当社の連結子会社は12社であります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き政府や日銀の各種政策を背景とした景気回復が期待されますが、消費税増税による国内消費、海外経済の不確実性や国際金融市場の変動等の影響から、依然先行き不透明な状況が続くものと思われます。

当建設関連業界におきましては、政府の補正予算等による堅調な公共投資の推移が期待されるものの、震災復興関連事業の減少や市場競争の激化等、今後も予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、国土強靭化対策やインフラ老朽化対策など関連事業が推進され、わが国の2020年度公共事業予算については前年度予算並みの水準が確保される見込みですが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷から極めて不確実性が高い状況にあり、当社事業に与える影響も顕在化してきております。

このような激しく変化する事業環境の中ではありますが、当社グループは、新たな中期経営計画「明日（あす）を共創（つく）る～Leading for the Future～」を策定しました。

中期目標として収益基盤をもとに社会に貢献する「Contribution」、海外市場での事業拡大に向けて飛躍する「Globalization」、パートナー企業との連携・協業により強固な企業グループを形成する「Alliance」、日本を代表する空間情報コンサルタント企業としての「Value」を４つの柱として掲げ、主要戦略の総称を「AAS-DX：Asia Air Survey - Digital Transformation」とし、以下の戦略及び施策に取り組んでまいります。

① ３Ｄ空間情報ＤＸによる超スマート社会の実現
② 企業価値を最大化するコーポレートファイナンス
③ 業界Ｎｏ．１の働きがい
④ 戦略を実現するための積極投資

これらの取り組みを通じて、日本を代表する空間情報コンサルタント企業として、事業の着実な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑸ 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

当社グループは、測量・調査、デジタルマッピング、GIS（地理情報システム）、画像・計測技術等をベースに、都市計画等の行政支援システム構築、都市防災・斜面防災管理におけるデジタル計測、移動通信サービス等の情報システム関連業務、また、各種計画、調査、設計技術等により、環境、防災、地質、森林、土壌・地下水、都市計画、道路・橋梁設計、再生可能エネルギー等に関する建設コンサルタント業務を行っております。

当社グループは、上記の空間情報技術とコンサルタント技術を集結させ、その相乗効果を最大限に発揮し、顧客のニーズに応じた総合サービスの提供と空間情報ビジネスの領域拡大を目指してまいります。これに伴い、主要な事業分野を社会インフラマネジメント及び国土保全コンサルタントの各事業に区分しております。

各事業の主な商品・サービスは次のとおりであります。

社会インフラマネジメント事業では、道路、鉄道、その他公共施設等のインフラマネジメント、行政支援サービス、エネルギー関連ビジネス等を行っております。

国土保全コンサルタント事業では、河川・砂防、森林・林業支援、土壌・地下水汚染対策、環境保全、災害復興再生等の各種コンサルティング等を行っております。

⑹　主要な拠点等（2020年９月30日現在）

①　当社

拠　点	場　所
本　　社	東京都新宿区（本店）、神奈川県川崎市（新百合本社）
支　　社	宮城県仙台市他４カ所
支　　店	岩手県盛岡市他18カ所
営　業　所	北海道札幌市他32カ所
運　航　所	東京都三鷹市、大阪府八尾市

②　子会社

会社名	場　所
株式会社ユニテック	北海道札幌市
株式会社タックエンジニアリング	岩手県盛岡市
株式会社アドテック	宮城県仙台市
株式会社プライムプラン	群馬県前橋市
サン・ジオテック株式会社	千葉県千葉市
株式会社村尾技建	新潟県新潟市
株式会社テクノス	新潟県長岡市
株式会社エコロジーサイエンス	新潟県長岡市
株式会社中部テクノス	愛知県名古屋市
株式会社ジオテクノ関西	兵庫県西宮市
株式会社四航コンサルタント	香川県高松市
Asia Air Survey Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン

⑺　使用人の状況（2020年９月30日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,483名（658名）	162名増（８名増）

（注）１．使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数が前連結会計年度末比で増加した主な理由は、連結子会社の増加によるものであります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,131名（392名）	33名増（２名減）	44歳７ヶ月	14年１ヶ月

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻　主要な借入先の状況（2020年９月30日現在）

借　入　先	借入額（千円）
株式会社第四銀行	334,898
株式会社北陸銀行	615

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　普通株式　40,000,000株
② 発行済株式の総数　普通株式　18,614,000株
③ 株主数　3,498名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
西日本旅客鉄道株式会社	5,112	28.34
復建調査設計株式会社	4,470	24.78
日本国土開発株式会社	1,650	9.15
ＴＤＣソフト株式会社	700	3.88
アジア航測社員持株会	440	2.44
株式會社オオバ	351	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	219	1.22
三井共同建設コンサルタント株式会社	217	1.20
関電不動産開発株式会社	196	1.09
中部電力株式会社	196	1.09

（注）１．当社は、自己株式を577,780株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年12月14日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。当事業年度においては、2020年１月17日開催の取締役会で譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年２月７日付で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）１名に対し自己株式5,000株の処分を完了しました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	小川　紀一朗	経営全般
常務取締役 常務執行役員	吉川　智彦	事業推進本部長（センシング技術統括部、中期経営計画推進、生産構造改革担当）
常務取締役 常務執行役員	迫　徹	経営本部長（コーポレート統括部、労務、リスク管理担当）
取締役 執行役員	畠山　仁	社会インフラマネジメント事業部長（空間データ統括部担当）
取締役 執行役員	大場　明	営業統括部長（海外事業、グループ会社、アライアンス担当）
取締役 執行役員	政木　英一	社会基盤システム開発センター長
取締役 執行役員	中島　達也	国土保全コンサルタント事業部長
取締役	坪根　英慈	西日本旅客鉄道株式会社執行役員総合企画本部副本部長 ＪＲ西日本不動産開発株式会社取締役 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹取締役 株式会社ジェイアール西日本ホテル開発取締役 大阪ターミナルビル株式会社監査役
取締役	杉山　友康	国立大学法人京都大学大学院工学研究科特定教授
取締役 常勤監査等委員	滝口　善博	
取締役 監査等委員	青木　智子	弁護士
取締役 監査等委員	藤田　裕	公認会計士・税理士 辻・本郷税理士法人参与 辻・本郷監査法人代表社員

（注）１．取締役坪根英慈及び杉山友康並びに取締役（監査等委員）青木智子及び藤田裕の各氏は社外取締役であります。
２．当事業年度中の取締役及び監査等委員の異動は次のとおりであります。
①2019年12月18日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）宮武孝誠氏は任期満了により退任いたしました。
②2019年12月18日開催の第72回定時株主総会において、中島達也氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
③2019年12月18日開催の第72回定時株主総会において、取締役滝口善博氏は任期満了により退任し、新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査等委員会において、常勤監査等委員に選定され就任いたしました。
３．2020年10月１日付で取締役畠山仁氏は事業推進本部副本部長、経営本部副本部長及び社会インフラマネジメント事業部長に、取締役大場明氏は事業推進本部副本部長に、取締役政木英一氏は事業統括部長にそれぞれ就任いたしました。
４．当社は、取締役杉山友康並びに取締役（監査等委員）青木智子及び藤田裕の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
５．取締役（監査等委員）青木智子及び藤田裕の両氏は、以下のとおりの知見を有しております。
⑴青木智子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
⑵藤田裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．取締役の滝口善博氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、情報収集の充実及び内部監査部門との連携強化等により、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
７．社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。
８．取締役（監査等委員）青木智子氏の戸籍上の氏名は、守脇智子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
滝口　善博	2019年12月18日	任期満了	取締役　執行役員　国土保全コンサルタント事業部長（西日本支社担当）
宮武　孝誠	2019年12月18日	任期満了	取締役　常勤監査等委員

④　会社役員の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	10名 （2名）	175百万円 （７百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （2名）	27百万円 （９百万円）
合　　計 （うち社外取締役）	14名 （4名）	203百万円 （16百万円）

（注）１．上表には、2019年12月18日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名及び取締役（監査等委員）１名を含んでおります。この内、同日取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任し取締役（監査等委員）に就任した取締役１名については、それぞれの在任期間に応じて記載しております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年12月17日開催の第68回定時株主総会決議において月額15百万円以内と決議いただいております。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月17日開催の第68回定時株主総会決議において月額３百50万円以内と決議いただいております。

５．上記３．の取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年12月14日開催の第70回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を年額１億５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。なお、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である３事業年度の初年度に、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度５千万円以内での支給に相当いたします。

６．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係る対象取締役８名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額26百万円。

⑤　社外役員に関する事項

１）他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役坪根英慈氏は、西日本旅客鉄道株式会社の執行役員総合企画本部副本部長、ＪＲ西日本不動産開発株式会社の取締役、株式会社ジェイアール西日本伊勢丹の取締役、株式会社ジェイアール西日本ホテル開発の取締役並びに大阪ターミナルビル株式会社の監査役であります。なお、西日本旅客鉄道株式会社は当社の筆頭株主であり、当社は同社と事業上の取引があります。当社はＪＲ西日本不動産開発株式会社と事業上の取引があります。また、当社と株式会社ジェイアール西日本伊勢丹、株式会社ジェイアール西日本ホテル開発並びに大阪ターミナルビル株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役杉山友康氏は、国立大学法人京都大学大学院の工学研究科特定教授であります。なお、当社と国立大学法人京都大学大学院との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）藤田裕氏は、辻・本郷税理士法人参与及び辻・本郷監査法人の代表社員であります。なお、当社は辻・本郷税理士法人と事業上の取引があります。また、当社と辻・本郷監査法人との間には特別の関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席及び発言状況
取締役 坪根　英慈	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。主に豊富な経験・知見を活かし、専門分野の見地から適宜必要な発言を行っております。
取締役 杉山　友康	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。主に当社の事業における専門分野の見地から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 青木　智子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士の経験及び知見に基づき、企業法務の専門的な見地から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 藤田　　裕	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士の経験及び知見に基づき、企業会計の専門的な見地から適宜必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
⑴ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,500千円
⑵ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,150千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記⑴の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬額について、監査等委員会は取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類の英文翻訳等のアドバイザリー業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社及び当社子会社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「取締役規定」、「就業規則」、「アジア航測グループ役職員行動規範」を策定し、その旨を当社グループの全役職員に周知する。

2）当社グループは、当社及び当社子会社のコンプライアンス経営に資するため、「コンプライアンス委員会規定」（「ユニット・コンプライアンス委員会運用細則」、「社内相談・通報に関する運用細則」を含む）を策定し、コンプライアンス体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、「社内諸規定管理規定」、「経理規定」、「文書保管保存規定」及び「内部情報管理規定」を策定し、これに従う。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1）当社は、損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、「リスク管理規定」において当社グループが事業を遂行する上でのリスク管理を規定し、航空機運航、コンプライアンス等に係るリスクについては、各リスク管理関係部門により当社子会社を含めて管理する。

2）当社は、災害等の緊急事態に陥った際に無計画な指示・行動に起因する混乱を回避し、業務の早期回復を行うために、「アジア航測グループ災害リスク対応マニュアル」を策定し、当社及び当社子会社における危機管理対応がとれる体制とする。

3）当社の内部監査部門は、各リスク管理関係部門の適正性及び適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を社長と監査等委員会に報告する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社及び当社子会社は、取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保する体制として、「組織・職務権限規定」、「取締役会規定」等を策定し、取締役の担当（分掌）については適宜自社の取締役会にて決定の上、権限範囲と責任を明確にする。

2）当社は、当社子会社に対して、「組織・職務権限規定」、「取締役会規定」等について指導し、自律的に策定させることにより、当社子会社における当該体制を構築させる。

⑤　当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1）当社は、当社子会社に取締役を１名以上派遣するとともに、当社子会社に対して、自社の取締役会及び業績状況等について定期的に当社へ報告させる。

2）当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社へ報告させる。

⑥　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）当社及び当社子会社は、それぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を構築することを基本としつつ、当社が適切に当社子会社の管理及び支援を行うことにより、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。

2）当社は、当社子会社の役員（取締役）選任及び重要事項について、当社の稟議決裁及び取締役会の承認を経て行い、当社グループ全体における業務の適正を確保する。

3）当社は、当社子会社のモニタリング等を定期的に行うとともに、当社子会社に対して、必要に応じてコンプライアンスに関する事項について助言等を行う。

4）当社は、当社子会社の役職員を含め、当社が設置するコンプライアンス委員会事務局相談窓口及び社外弁護士相談窓口を利用できることとする。

⑦　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）当社は、当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会と協議の上、兼務使用人を配置できるものとし、監査等委員会の職務が適切に行われるようにする。

2）当社は、兼務使用人の人事について、任命、異動、人事考課を含め監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得た上で決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

⑧　監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1）当社グループは、「社内相談・通報に関する運用細則」において、当社グループの全役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定める。

2）当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知する。

⑨　当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）当社は、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、「監査等委員会規定」、「監査等委員会監査等基準」を策定する。社長と常勤の監査等委員である取締役は、原則として月１回の意見交換会を実施する。

2）当社は、監査等委員会の職務の遂行に当たり、監査等委員会が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることができるものとする。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1）当社は、反社会的勢力への対応として、不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する旨、「アジア航測グループ役職員行動規範」に定め、周知徹底する。

2）当社は、日頃より警察、弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、有事には総務担当部門が中心となって外部専門機関と連携しながら対応する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取り組み

当社グループはコンプライアンスを経営の基本とし、「アジア航測グループ役職員行動規範」の周知徹底、全社コンプライアンス委員会並びに各地域のユニット・コンプライアンス委員会の定期的な活動等を通じて、全役職員に対するコンプライアンス教育を実践しております。

また、社内相談・通報制度を設け、その運用細則に社外弁護士への直接相談・通報を定める等、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

② リスク管理体制に関する取り組み

当社グループでは「リスク管理規定」を設け、適宜リスク内容及び対策方法の見直しを行っております。また、当社は航空機の安全運航を徹底することはもとより、万一の緊急事態の発生に備え、緊急時対応の模擬訓練を定期的に行っている他、大規模災害の発生に伴う当社事業の継続性を確保すべく「アジア航測グループ災害リスク対応マニュアル」の整備・周知に努めております。

品質に関するリスクに対しては「いいものつくろうマニュアル」による品質管理を実行し、維持向上に取り組んでおります。

③ 取締役の職務の執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社の取締役会には社外取締役２名を含む取締役９名に加え、監査等委員である社外取締役２名を含む監査等委員３名が出席しております。当社第73期における取締役会は14回開催され、各議案に対して活発な意見交換を行い、適切な意思決定を実行しております。

また、当社は経営と執行の機能と責任を明確にし、経営の迅速化、効率化を図るために執行役員を置き、当社第73期における執行役員会は12回開催しております。

④ 当社グループの業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、当社子会社に取締役及び監査役をそれぞれ１名以上派遣し、適切に管理及び支援を行いつつ、自律的に業務の適正性が確保できるよう指導しております。また、内部監査部門による定期的なモニタリングを実施することで、企業集団全体における業務の適正性の確保に努めております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

当社の監査等委員会は常勤監査等委員１名と、非常勤である監査等委員２名から構成され、当社第73期における監査等委員会は14回開催しております。監査等委員会では取締役会の議案内容について予め審議し、その結果は取締役会の場で適宜意見されております。また、常勤監査等委員が執行役員会へ出席している他、監査等委員が必要に応じその他の重要な会議にも出席できるよう、監査が実効的に行われるための体制を確保しております。

連結貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,697,737**	**流動負債**	**6,602,390**
現金及び預金	5,564,456	支払手形及び買掛金	1,443,149
受取手形及び売掛金	9,257,638	リース債務	399,447
仕掛品	1,104,018	未払金	1,033,205
原材料及び貯蔵品	9,290	未払法人税等	648,758
その他	923,506	前受金	663,190
貸倒引当金	△161,172	賞与引当金	1,213,420
固定資産	**11,296,095**	役員賞与引当金	78,256
有形固定資産	**3,668,987**	完成工事補償引当金	17,105
建物及び構築物	543,695	受注損失引当金	272,525
航空機	57,923	訴訟損失引当金	53,818
機械及び装置	69,499	その他	779,513
車両運搬具及び工具器具備品	408,452	**固定負債**	**5,745,912**
土地	537,748	長期借入金	335,513
リース資産	1,863,668	リース債務	1,411,285
建設仮勘定	188,000	繰延税金負債	12,471
無形固定資産	**1,873,971**	退職給付に係る負債	3,768,187
ソフトウエア	936,323	資産除去債務	4,513
のれん	336,728	その他	213,941
その他	600,919	**負債合計**	**12,348,302**
投資その他の資産	**5,753,135**	**純資産の部**	
投資有価証券	3,862,842	**株主資本**	**13,647,836**
退職給付に係る資産	354,019	資本金	1,673,778
繰延税金資産	1,023,114	資本剰余金	2,543,521
その他	513,159	利益剰余金	9,635,169
		自己株式	△204,633
		その他の包括利益累計額	**1,829,867**
		その他有価証券評価差額金	1,561,310
		繰延ヘッジ損益	1,816
		為替換算調整勘定	468
		退職給付に係る調整累計額	266,272
		非支配株主持分	**167,826**
		純資産合計	**15,645,530**
資産合計	**27,993,832**	**負債純資産合計**	**27,993,832**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年10月１日
至　2020年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		30,120,012
売上原価		22,360,970
売上総利益		**7,759,042**
販売費及び一般管理費		5,685,169
営業利益		**2,073,872**
営業外収益		
受取利息	52	
受取配当金	119,479	
不動産賃貸料	29,718	
保険配当金	24,862	
助成金収入	23,671	
持分法による投資利益	78,735	
その他	43,199	319,720
営業外費用		
支払利息	35,244	
コミットメントフィー	7,859	
シンジケートローン手数料	1,000	
不動産賃貸費用	6,372	
弔慰金	19,000	
新型コロナウイルス感染症関連費用	28,892	
その他	10,688	109,057
経常利益		**2,284,535**
特別利益		
固定資産売却益	138	
投資有価証券売却益	315,265	315,403
特別損失		
固定資産売却損	235	
固定資産除却損	6,088	
投資有価証券売却損	1,253	
投資有価証券評価損	21,138	
訴訟損失引当金繰入額	53,818	82,534
税金等調整前当期純利益		**2,517,404**
法人税、住民税及び事業税	879,798	
法人税等調整額	△134,972	744,825
当期純利益		1,772,579
非支配株主に帰属する当期純利益		17,647
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,754,932**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年10月１日
至　2020年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,673,778	2,540,474	8,072,869	△206,169	12,080,951
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△216,435		△216,435
親会社株主に帰属する当期純利益			1,754,932		1,754,932
自己株式の取得				△36	△36
自己株式の処分		3,047		1,572	4,620
連結範囲の変動			23,803		23,803
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	3,047	1,562,300	1,536	1,566,884
当期末残高	1,673,778	2,543,521	9,635,169	△204,633	13,647,836

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,458,640	－	－	330,810	1,789,450	154,040	14,024,443
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△216,435
親会社株主に帰属する当期純利益							1,754,932
自己株式の取得							△36
自己株式の処分							4,620
連結範囲の変動							23,803
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	102,669	1,816	468	△64,537	40,416	13,786	54,202
連結会計年度中の変動額合計	102,669	1,816	468	△64,537	40,416	13,786	1,621,087
当期末残高	1,561,310	1,816	468	266,272	1,829,867	167,826	15,645,530

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,536,077**	**流動負債**	**7,798,842**
現金及び預金	5,158,417	買掛金	1,742,663
受取手形	2,070	リース債務	379,005
売掛金	9,064,021	未払金	896,780
仕掛品	487,140	未払法人税等	539,329
原材料及び貯蔵品	4,668	未払消費税等	567,107
前渡金	411,783	前受金	443,921
前払費用	434,028	預り金	1,823,932
その他	135,120	賞与引当金	1,027,000
貸倒引当金	△161,173	役員賞与引当金	57,270
固定資産	**10,670,074**	完成工事補償引当金	17,105
有形固定資産	**2,989,128**	受注損失引当金	246,217
建物	268,001	訴訟損失引当金	53,818
構築物	2,576	その他	4,692
航空機	57,923	**固定負債**	**4,961,622**
機械及び装置	32,602	リース債務	1,345,515
工具、器具及び備品	357,170	退職給付引当金	3,463,285
土地	299,348	資産除去債務	4,513
リース資産	1,783,505	その他	148,307
建設仮勘定	188,000	**負債合計**	**12,760,464**
無形固定資産	**1,479,051**	**純資産の部**	
ソフトウエア	900,766	**株主資本**	**11,891,195**
ソフトウエア仮勘定	570,237	資本金	1,673,778
その他	8,047	資本剰余金	2,543,521
投資その他の資産	**6,201,894**	資本準備金	1,197,537
投資有価証券	3,107,613	その他資本剰余金	1,345,983
関係会社株式	1,511,328	利益剰余金	7,854,081
出資金	8,760	利益準備金	301,847
長期前払費用	3,599	その他利益剰余金	7,552,234
前払年金費用	265,640	別途積立金	5,159,000
繰延税金資産	865,996	繰越利益剰余金	2,393,234
敷金及び保証金	438,954	自己株式	△180,185
		評価・換算差額等	**1,554,491**
		その他有価証券評価差額金	1,552,675
		繰延ヘッジ損益	1,816
		純資産合計	**13,445,686**
資産合計	**26,206,151**	**負債純資産合計**	**26,206,151**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年10月１日
至　2020年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		28,252,586
売上原価		21,464,798
売上総利益		**6,787,788**
販売費及び一般管理費		4,928,333
営業利益		**1,859,454**
営業外収益		
受取利息	220	
受取配当金	147,329	
不動産賃貸料	52,208	
保険配当金	20,246	
助成金収入	16,629	
雑収入	41,763	278,398
営業外費用		
支払利息	36,735	
コミットメントフィー	7,859	
シンジケートローン手数料	1,000	
不動産賃貸費用	10,368	
弔慰金	19,000	
新型コロナウイルス感染症関連費用	24,043	
雑損失	12,665	111,670
経常利益		**2,026,181**
特別利益		
投資有価証券売却益	315,265	315,265
特別損失		
固定資産除却損	5,804	
投資有価証券売却損	1,253	
投資有価証券評価損	21,138	
訴訟損失引当金繰入額	53,818	82,014
税引前当期純利益		**2,259,432**
法人税、住民税及び事業税	754,559	
法人税等調整額	△122,605	631,953
当期純利益		**1,627,478**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年10月 1 日
至　2020年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,673,778	1,197,537	1,342,936	2,540,474	301,847	4,659,000	1,482,190	6,443,037	△181,722	10,475,568
当期変動額										
別途積立金の積立						500,000	△500,000	－		－
剰余金の配当							△216,435	△216,435		△216,435
当期純利益							1,627,478	1,627,478		1,627,478
自己株式の取得									△36	△36
自己株式の処分			3,047	3,047					1,572	4,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	3,047	3,047	－	500,000	911,043	1,411,043	1,536	1,415,626
当期末残高	1,673,778	1,197,537	1,345,983	2,543,521	301,847	5,159,000	2,393,234	7,854,081	△180,185	11,891,195

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,451,009	－	1,451,009	11,926,577
当期変動額				
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△216,435
当期純利益				1,627,478
自己株式の取得				△36
自己株式の処分				4,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	101,666	1,816	103,482	103,482
当期変動額合計	101,666	1,816	103,482	1,519,109
当期末残高	1,552,675	1,816	1,554,491	13,445,686

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

アジア航測株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　田　　篤　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アジア航測株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア航測株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

アジア航測株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　田　　篤　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アジア航測株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月13日

アジア航測株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　滝口善博　㊞

監査等委員（社外取締役）　青木智子　㊞

監査等委員（社外取締役）　藤田裕　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

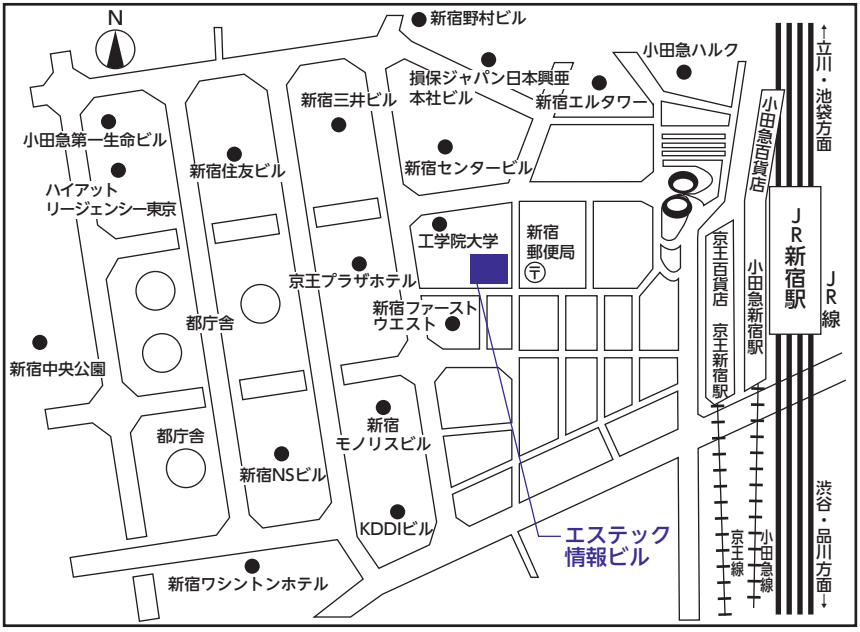

会　　場　東京都新宿区西新宿一丁目24番１号
エステック情報ビル21階　会議室Ｂ
03－3342－3511（代表）

最寄り駅

ＪＲ線『新宿駅』ＪＲ西口出口より	徒歩約５分
小田急線『新宿駅』西口地下出口より	徒歩約５分
京王線『新宿駅』京王西口出口より	徒歩約５分
東京メトロ丸ノ内線『新宿駅』Ａ１４出口より	徒歩約６分
都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』Ｂ１出口より	徒歩約５分

＊地下道でお越しの際は、柱の番号 Ｅ４０が会場ビル入口となります。
＊駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080 www.fsc.org
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。